

サービス利用までの流れ

相談

65歳以上の方は下記の窓口へ

- 市（介護保険課）
- 地域包括支援センター
- 担当ケアマネージャーの居宅介護支援事業所 など

※原則として、
利用するご本人が
窓口にお越しください。

手続き

基本チェックリストによる判断

利用するご本人に25項目の調査に回答していただきます。
何らかの軽介助を要する方や要支援レベルの方で、訪問介護（ヘルパー）・通所介護（デイサービス）が必要な方が対象です。

要支援・要介護認定

要支援レベルの方で、通所リハビリテーション・訪問看護・福祉用具レンタル・住宅改修等が必要な方が対象です。
※要介護認定の方は、これまでと同じながれとなります。

結果

基準に非該当
(まだまだ元気!)

基準に該当

非該当

要支援1・2

要介護1～5

利用できるサービス

一般介護予防事業

・ふれあいいいききサロン など

その他の生きがいづくり事業

・さんさんクラブ など

介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・栄養改善を目的とした配食サービス

従来からの介護保険サービス

〈予防給付〉
介護予防
→訪問看護
→訪問入浴介護
→訪問リハビリテーション
→通所リハビリテーション
→居宅療養管理指導
→住宅改修
→福祉用具貸与
→特定福祉用具販売

従来からの介護保険サービス

〈介護給付〉
訪問介護
通所介護
訪問看護
訪問入浴介護
訪問リハビリテーション
通所リハビリテーション
居宅療養管理指導
住宅改修
福祉用具貸与
特定福祉用具販売